

裁判員経験者の意見交換会議事録

神戸地方裁判所姫路支部

司会者

それでは、裁判員経験者の意見交換会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、4名の経験者の方にお集まりいただきました。誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めます藤原と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。裁判員裁判ですが、平成21年に始まりまして6年以上が経ちました。姫路支部でもそれなりの数の裁判員裁判の審理が行われてまいりました。それでも、裁判員や補充裁判員を経験したという方はまだごく少数にとどまっています。今日は、裁判員を経験したという大変貴重なお話をお伺いする機会ですので、時間に限りはありますが、できるだけ忌憚のない率直なご意見を頂戴し、その結果をよりよい裁判員裁判の実現に活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。なお、本日は、現在姫路の裁判所で裁判員裁判を担当している検察官、弁護士、裁判官の各1名が同席しています。特に、検察官と弁護士は、裁判員の方々と直接お話をすることがこの意見交換会ぐらいしかありません。そこで、今日は大変な意気込みでたくさんの質問を用意して来られているのではないかと思います。まず始めに、お一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

駒井検察官

検事の駒井と申します。今日はお忙しい中、お越し頂きましてありがとうございます。私は、平成27年4月に姫路支部に着任いたしまして、まだ1年も経っていないのですが、裁判員裁判も担当させていただいています。今後の仕事の参考に、また、検察庁全体のレベル向上に向けて、いろいろな意見をいただければと思っております。今日はよろしく申し上げます。

上垣弁護士

弁護士の上垣と申します。私は平成24年から弁護士をやっており、まだ

まだ若手です。裁判員裁判といいますと、弁護士会にはたくさんの弁護士がいますので、経験値がどうしても少なくなりがちです。ですので、みなさんのこのような機会でのお話を持ち帰って、できる限りよりよい裁判を作っていけるような検証をさせていただきたいと思っておりますので、忌憚なく、いろいろと教えていただけたらと思っております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

木山裁判官

姫路支部の裁判官の木山と申します。私も本年4月に姫路支部にまいりまして、裁判員裁判に携わっておりますけれども、残念ながらこれまでのところは、裁判員裁判の実際の事件が始まるころまではいっておりません。来年1月ぐらいに自分が担当する事件が始まると思うのですが、今日は経験者のみなさんの率直な、あるいは忌憚のない意見をお聞きして、近い将来の審理、あるいは選任、評議などにおおいに活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会者

ありがとうございました。では、まず本日のスケジュールについて簡単にご説明します。まず始めに、裁判員の皆様に、裁判員を経験したことを振り返っていただいての全般的な感想や印象をお伺いしたいと思います。その後、選任手続などについても御意見を若干頂戴しようと思っております。その後で、実際の裁判手続について、審理の経過に従っていくつかのテーマを設定しますので、皆様に順番にご意見を伺っていこうと思っております。そして最後に、将来、裁判員になられる方へのメッセージもお聞きする予定です。また、さらに、本日お越しいただいている報道機関の記者の方からの質疑応答の機会を設けております。このような流れで今日は進めていきます。途中、午後4時前後ごろに休憩を挟み、午後5時には終了したいと思っておりますので、ご協力をよろしく願いいたします。では早速、意見交換会を始めたいと存じ

ます。今申し上げましたように、最初に、裁判員裁判に参加したことに対する全体的な感想とか印象などをお聞かせいただきたいと思います。裁判に参加していただいたときにもアンケートにお答えいただきましたが、少し時間が経ちまして、改めて裁判員として裁判に参加してみたの感想などを、なんでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。今日は、失礼ながら番号でお呼びさせていただきますが、1番の方からお聞きしていきたいと思っています。1番さんが担当された事件は、生命身体加害略取、逮捕監禁致死というあまり聞き慣れない難しい名前の罪で起訴された被告人に対する裁判でした。選任手続を別にしますと、公判審理、評議、判決まで延べ11日間という期間だったと思います。かなり長い裁判だったと思いますけれども、今改めて振り返って、裁判員になられたことについての感想などはございますでしょうか。

裁判員経験者1

そうですね、最初、前年の11月ぐらいに呼出状が来まして、これなんやろうと、裁判所って書いてるけど自分は何か悪いことでもしたかなと思ったんですけど、見てみると裁判員と書いてあったので、ああそんな制度があったんやなとふとそのとき思ったんです。候補者に選ばれたというのは1年前に来てるんですけど、もうたぶん来うへんやろうと思ってたんです。まさか自分が呼び出されるとは思わなかったんですけど、来てびっくりしまして、1月24日の金曜日がたぶん呼出日やったと思うんですけど、裁判所に行くとき32名か33名ぐらい来られてて、そこから6人の裁判員と2人の補充員が選ばれるということで、まさか自分がと思っていると、6番目やったんですけど、呼ばれて、えっと思いました。ただやはり期間が長いので、1月27日からたぶん2月12日までの予定やったと思うんですけど、仕事を休んでというのがありますので、そのへんが大丈夫かなと思いました。事前にももちろん話はしてたんですけど、一応法律で義務付けられていることですから、

当たったら休んでくださいと言われていました。それにしても3週間空けるというのは職場にも迷惑がかかりますので、そのとき思ったのは、やはり選任手続をもう少し前にしてほしいなど、裁判が始まる前の、例えば、少なくとも1週間前ぐらいに選任してほしいなと思いましたね。それと、体力的に結構きつかったから、水曜日だけ休みだったんですけど、そういうのは結構しんどかったなというイメージです。勉強にはものすごくりましたね。

司会者

ありがとうございます。選任手続が1週間ぐらい前がよかったかなというお話ですね。

裁判員経験者1

少なくともですね。本当であればもっと前に、要は呼出がほしい8週間前じゃないですか。そうであれば、もうちょっと、2週間前とかでできないのかな。特に長い裁判の場合ですね。1日や2日だったらいんですけど、ちょっとそれだけ休むとなると、仕事の引き継ぎとかが多分あると思うんです。

司会者

ありがとうございます。そういうご意見が出ていましたので、反省しまして、最近は少し時間をとるようにしています。貴重なご意見をありがとうございます。では2番さんにお伺いします。2番さんは、現住建造物放火という事件で、当時家族も在宅していた自分の家に火をつけたという事件でございました。選任の日を除くと、審理、評議、判決にかかったのは3日間だったと思います。今改めて裁判員になられたことを振り返って、どのような感想をお持ちでしょうか。

裁判員経験者2

ひょこっと、おっしゃるように書類が来まして、びっくりして、気持ちの整理も何もなくお呼び出しをいただいて、いいのか悪いのかわかりませんが、

頭の中が真っ白で臨ませてもらいました。最初に何も難しいことはありませんということでしたが、もちろん難しいことを考えることもできないですね、正直。我々、何の関係もない一般の人たちが、ある日急に難しいところに呼び出されて、どう考えるかと言われたことについては、勉強になりましたけど、正直申し上げて、必要がないんじゃないかと。この意見は最初から、書類をいただいたときから感じておりました。それはまったく無知なもの、私の場合ですよ、無知だからここの場に出てくること自体がおかしいんじゃないかな、必要ないんじゃないかなというのをずっと書類を受けてから今、今日まで思っております。ただ勉強もしましたし、必要かなという気も多少は湧いてきました。確かに一般の人たちが考えていることを聞いていただける、それを裁判に活かしていただける、これは、これから先も必要になることかなというふうに感じるようになりました。

司会者

3番さんにもお伺いします。3番さんは、性犯罪の事件をされましたね。3番さんの事件は、選任の日を除くと、審理、評議、判決に3日間かかった事件だったと思います。今振り返っていただいて、裁判員になられたことについてどのような感想をお持ちでしょうか。

裁判員経験者3

個人的にはすごく勉強になりました。2番さんがおっしゃったように、通知が来たときは、僕はこれは国民の義務かなと、せっかく呼んでくれるんだったら精一杯協力はしようというスタンスでした。ただこちらへ来てから、どんな事件なのかというのが全然わからなくて。1番さんがおっしゃったように日にちもね、僕は今は無職の身なので、別にカミさんさえ納得してくれたらよかったですけど。その事件の内容がわかるのが、寸前ですよ。翌日から裁判ということで、内容が異次元の事件だったので、頭の中を整理するのに少し時間がかかる、少しといっても1時間、2時間なんですけど。そ

のときに思ったのが、弁護士さんとか検察官から出てくる証拠書類をいかに読みとって、自分なりに理解するか。その書類しかないんですよね。もうちょっと細かい資料を出していただいて、素人は素人なりにここがおかしいのではないかとか、ここはまだもうひとつ検察がつつこむ余地があるねとかいうのがありました。会社でも流れが似たようなところがありまして、あまり違和感なく入り込めたと自分では思っています。

司会者

証拠調べの関係はあとでまた詳しく聞かせていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。次に4番さんにお伺ひします。4番さんも性犯罪を中心にした事件だったと思います。事件としては3件あって、1件が窃盗、残りの2件が性犯罪という事件だったと思います。4番さんの場合も、選任の日を除くと、審理、評議、判決で3日間来ていただいたと思います。今、振り返ってみて、裁判員になられた感想等があればお伺ひしたいのですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者4

みなさんと一緒に、自分が当たるみたいなことは思わなくて、どうしたらいいかもわからない状態で選ばれて、実際に次の日に裁判が始まって進んでいったけど、自分が何もできなさすぎて、どうなんやろうみたいな感じでした。

司会者

選任手続のときに事案の概要を知っていただいて、選任されると翌日から、あるいは次の週の月曜日から裁判が始まるということで、先ほど1番さんから選任の日と裁判の日までの間を空けた方がいいという話があったんですが、気持ちを落ち着かせるとか、そういう点で少し空けた方がよかったんでしょうか。

裁判員経験者4

まさかというのがあったからね、どうせ選ばれへんわという。

裁判員経験者 3

勤めに出ている人は、1週間ぐらいはいるかと思いますね。もしまだ会社に勤めている時期だったら、それこそ1週間ぐらいは仕事の段取りをしてからでないと、今の会社って休めないじゃないですか。うちの会社でも、この制度ができたときにいつでも休んでくださいとは通知が来ましたが、それにしても自分の仕事は誰かにしてもらわないといけないですし、そうすると、時間が1週間とか2週間とかいると思いますけど。

司会者

スケジュールの関係では、ある程度時間があるということですかね。

裁判員経験者 3

いると思いますね。

司会者

心の準備とか、そういう点ではどうなのかなと思うんですけど。

裁判員経験者 3

僕は1時間でなんとか頭の中は整理できたので、対応できたかなと思うんですけど。

上垣弁護士

裁判員に選任されたときですが、本当は辞退したいなと思ったけど、辞退したいとは言えないというような事情はあったのでしょうか。

裁判員経験者 1

犯行場所が知っているところなんで、嫌やなというイメージはありましたね。それと被告人自体は知らないんですけど、主犯格の方は結構有名な方だということを聞いたことがあるので、いろんな噂は聞いていたので、嫌やなというイメージはものすごくありましたけど、当たった限りはしないといけないなとは思いました。

裁判員経験者 2

辞退したいということはなかったんですけど、ちょっとまずいかなと思うのが、私の住所とちょっと近かったので、買い物に行ったら顔を合わすかなという不安はありましたね。

裁判員経験者 3

辞退する気持ちは全くなかったです。会社に行っているときにそんなことがあればいいなという話を職場でもしていたぐらいで、お金を積んでもできない本当に貴重な経験なので、いいチャンスだなと思って、自分の勉強という言葉が悪いですけど、いい経験ができるなと思って喜んで来ました。

裁判員経験者 4

辞退しようという気持ちはなかったですね。

司会者

それでは次に、具体的な審理についてのご意見を聞かせていただきたいと思います。審理が始まりますと、まず始めの早い段階で、検察官と弁護人がそれぞれの立場から冒頭陳述というものを行います。冒頭陳述というのは、検察官と弁護人がそれぞれ注目してほしい審理のポイントを簡潔にまとめて、そのポイントをどの証拠で立証するのかというのを簡潔に述べるものです。冒頭陳述の直後からは、実際に証拠を見たり、聞いたりしていただくことになるわけですけど、そのときの理解のための道しるべ、手がかりとしてもらうために行うのが冒頭陳述です。検察官や弁護人が審理の始めに行うプレゼンテーションということで、双方がわかりやすい内容を目指して、またメモを配ったりして工夫をこらして準備万端で臨まれていることだと思います。そこで、双方の冒頭陳述をお聞きになって、この事件の審理のポイントがどこかということ、そして、その点について検察官や弁護人がこれからどう立証していこうとしているのかについて十分理解できたかどうか、あるいは内容以外でも、提示される情報量が多すぎた、逆に少なすぎた、そんなことで

も構いません。冒頭陳述についてのご意見をお伺いしたいなと思います。今度は4番さんからお聞きしてもよろしいですか。冒頭陳述を聞いて内容を理解できたかという点についてはいかがでしょうか。始めの方でされるので、緊張も相当されていたと思います。そこでいきなり検察官や弁護人から言われて、頭がパンクしたりとかですね、よくわからないまま進んだとか、あるいは内容がよく理解できたとか、覚えていることがあればお聞きしたいんですが。逆に考えますと、スムーズにいったから印象に残っていないということもありますかね。

裁判員経験者4

そうですね。なんでやろうというのを考えなかったから。

司会者

そこをつまづいた記憶がないということは、ずっと入ってきたんでしょうか。

裁判員経験者4

そうですね。

裁判員経験者3

我々が資料としてもらうのは、検察官あるいは弁護人からの紙に書いたものだけでした。その際に検察官の冒頭陳述の内容が端折りすぎだなど、なぜ被告人がその時間、その場所にいたのか、どこに行くつもりだったのか、本人の供述では、知らないところで面識のない被害者と遭遇してわいせつ行為をしたということでしたが、そのへんを端折ったように聞こえたんですよ。後で細かい資料が出てきたときに読み下せたのかというと、資料は持って帰れないのでジレンマはありましたけど。ちょっと冒頭陳述は端折ってというか、簡潔にしすぎじゃないかなという気もしました。

裁判員経験者2

内容を聞いて、難しくはなかったです。ですからそれなりに頭の中の整理

はできたんですけど、弁護人と検察官の言い分が、我々が判断するにはあまりにも極端すぎて、これでどうしますかと聞かれるのかなという悩みはありました。

裁判員経験者 1

検察官側も弁護人側も図みたいなものを作られて配られたので、わかりやすかったと思います。結構事前に、複雑な事件なんで用意周到にしていたんだなというのはものすごく感じました。一応私なりにはわかったつもりでしたが、実際罪名とかも結構複雑だったので、それで頭の中を整理していった感じでした。

駒井検察官

冒頭陳述メモを必ずカラーでお配りしていると思うのですが、基本的には、冒頭陳述メモというのはこれから検察官が事件をどういうふうに立証していくかとか、その道しるべとしてあらかじめお渡ししているものです。3番さんがおっしゃられたように動機がわからないとか、本人がどういうことを考えていたかわからないとおっしゃっていたと思うのですが、そのわからない部分というのをその後の証拠調べで立証していきますということを最初にお伝えするメモなのです。図とかもかなり使っている場合もあると思うのですが、後の審理で、例えば証人の尋問を聞いているときに冒頭陳述メモを見て、どういう時系列だったかなとかいう形で、証拠調べのときも見ていただきたいなという趣旨でもお作りしているものなんです。事件のときに、また後からでも、冒頭陳述以外のときに冒頭陳述メモを見ることはあったのでしょうか。

裁判員経験者 1

これを見ながら、矛盾している点がないかなとか、この点どうだろうかということを知ったり、質問したりしていたので、これは役には立ったと思います。土日の休みを挟むと忘れるところもありますし、読み返したりして、

わかりやすかったと思います。

裁判員経験者 2

いただいたもので、何を聞いたらいいんだろうという、聞くことを一所懸命探しました。頭の中では理解するんですけど、どこがどう違うのだろうと、どこを聞けばいいんだろうということを考えるのに苦労しました。

司会者

被告人に対する質問とか証人に対する質問のことをおっしゃっているのですかね。

裁判員経験者 2

どこがどう疑問なんだろうというのは、苦労しました。でも資料は結構理解できました。

裁判員経験者 3

検察官の資料はそれなりに丁寧に作っておられるなどというのはわかったんですけど。ここから何百メートル先に車を止めてあってとあるが、もうひとつ自分の実体験と合わなかったところがありました。内容としては、矛盾もなくわかるのですが、それを踏まえての量刑ということになってくるので、この被告人の本当の気持ちが検察官の資料であぶり出されたらよかったかなという気はしてたんです。資料としてはなるほどなどということがわかったんですけど、ただ心まであぶり出す資料を作ってもらえればという気がします。具体的にどんなものになるのかはわからないんですけど。

裁判員経験者 4

冒頭陳述メモは、みんなで見ましたね。それをもとにわからないところは、みんなで意見交換をしたり、関心をもって聞いたりしました。

上垣弁護士

弁護人側の冒頭陳述は、弁護人が見てもらいたいこととか争点についての被告人側の考え方とかをわかってもらうために書いているものなんですが、

まずこの冒頭陳述はわかりやすかったですか。特にここがよかったとかいうことがあれば教えていただきたい。特に、配付資料がこのときの理解に役に立ったとか、反対に冒頭陳述で弁護人の話が早口だったとか、わかりにくかったということがあれば、そういうことも忌憚なく話をしていただければと思うんです。

裁判員経験者 4

正直あまり覚えてないですね、検察官の方がメインで。

裁判員経験者 3

我々の裁判のときも、弁護人がどうも覇気がなかったような気がして、いわゆる原稿を読んでもるように見えました。検察官は自分の言葉でしゃべっていたような気がしたので、印象が違うなど正直思って、もうちょっと弁護人も元気ではないですが、自分の言葉で。メモを見ながらになるとは思うんですけどね。それにしても、僕自身の印象は、もうちょっと弁護人さん頑張つてよというものでした。

裁判員経験者 2

弁護人は、本人の精神的なこととか事情とかを非常に重く述べておられましたけど、聞いている私は、検察官側の意見がどう出るのかなと。やさしい気持ちになれば弁護人側につくし、強い気持ちだったら検察官側になるし、そういう気持ちで聞いていました。どう響くかわかりませんが、弁護人はひたすらそういうふうにおっしゃっていたので、それが印象に残っています。おっしゃっていることはよく理解できました。

裁判員経験者 1

メモは、重要な点は赤く塗りつぶされていてわかりやすくされているなど思いました。検察官はそういうのはなく重要なところがわかりにくかったですが、弁護人のはポイントを示してわかりやすくしていて、説明も結構丁寧でした。二人の弁護人がつかれていたのので、二人で協力していたんだろうな

と思いました。被告人の罪をできるだけ軽くしようというか、弁護人の仕事はそれですから、そういう意識があったのかなと思いました。被告人の反省の色が窺えていたと。顔色はよくわからなかったのですが、どうしても裁判員とか裁判官側の心証が大事なのかなと、そのへん上手にされていたんじゃないかなとは思いますが、ただ弁護人の顔色が悪くて、疲れているのかな、大丈夫かなとは思いました。

司会者

冒頭陳述まで進みましたので、次は具体的な証拠調べの内容についてお聞きしたいと思います。証拠調べというのは、証人や被告人から直接話を聞いたり、供述調書の朗読を聞いていただいたり、捜査の結果をまとめた書面の内容を聞いて、図面や写真をモニターで見ながら説明を受けたり、そんなことがなされていたんじゃないかなと思えます。我々が法廷で見たり、聞いたりでただで証拠の内容をきちんと理解していただけるように検察官、弁護人に工夫してもらっていると思えますが、そのあたりがきちんとできていたのかを中心に、ご意見をお伺いしたいと思います。この点は、もうちょっと証拠が多かった方がよかったとか、どんなことでも構いません。1番さんの事件は、先ほどもお話にありましたが、犯罪の成立範囲について争いがある事件で、それなりにたくさんの証拠を見ていただいたと思えます。供述調書の朗読もあったと思えますし、証人も何人か来ていただいて証人尋問をしたと思えます。証拠全体の中身を把握されるのに苦労されたのではないかなという気がするのですが、証拠調べの順番とか、聞いたり見たりしていく過程で、理解のしやすさというのはどうでしたか。

裁判員経験者1

そのときは理解したと思いました。ずっと進んでいくうちに前のことを忘れるので、メモを見ながら思い返していったんですけど、事件が複雑すぎて、証人もいっぱい出てましたので、整理するのが大変やったなというのがあり

ましたね。この人の言っていることを信用していいのか、それともこれは疑いをもった方がいいのか、ずっと整理をしていった上で、評議をして、量刑を決めるというのがありますので、そういう整理をしていくのが大変だったかなど。難しい事件だったので。

司会者

その整理なんですけど、それは自分で思い返しながらかされていたという感じですか。

裁判員経験者 1

メモを書いて、ずっと順番に整理をしていった感じですよ。

司会者

2番さんの事件は犯罪の成立については争いがなく、どのような刑にするのが問題になった事件ですね。ただ関係者の家族で証人として来られた方もいますし、また供述調書の朗読を聞いたものもあると思います。被告人の話も聞きました。どんな事件なのかというのを踏まえて、刑を決めるにあたって、出された証拠で十分だったと、理解できたと感じましたか。

裁判員経験者 2

納得はできてません。あの状態で、お聞きした中では。

司会者

足りないところがあったということですかね。

裁判員経験者 2

ありますね。聞きたいということもありましたけど、検察官側の方と弁護人側の方との出された資料からいくとここまでが精一杯、それ以上必要がないことなのかなと思うところも正直ありましたけど、本当は、被告人の心情の細かいところをちょっと知りたかったかなと思います。あのときは、出た資料だけの判断でしたから。本当に本人が反省して、これからはどうします、こうしますという細かい心情がわかればよかったかなと思うところはあ

りました。

司会者

被告人の心情ですね。一番わかりやすい立場にいるのは弁護人ということになるのだらうと思うのですが、そのつっこみが足りなかったかなと思われたということですか。

裁判員経験者 2

はっきり申し上げて、弁護人は、ここに出ている刑で落ち着くんだからもういいじゃないかというところが私には見えませんでした。ですからここでいいのかなと、自分で判断はしました。

司会者

3番さんの事件は性犯罪でしたけど、犯罪事実には争いがなく、刑をどうするかということが一番問題になった事件でした。証人の尋問はなく、直接聞いたのは被告人の話でしたね。あとは証拠書類で現場の状況とかを理解していただくような裁判だったと思うのですが、その書面とか図面、あるいは被告人の話で、内容自体は十分に理解できましたでしょうか。

裁判員経験者 3

はい、内容は理解したつもりです。量刑のことで、量刑分布図が評議のときに資料として出てきましたよね。そのときにも発言したんですけど、こういうデータが出るとどうしてもそっちに引っ張られていくんですよね。こういうふうになっていますよと、例を見せていただいて、自分自身は目安にはなるけど、これであまり引っ張られるのはよくないなと思いました。日本人の特性で。みなさんはこうしているという資料だったのでね。陪席裁判官にも、これってどうしても引っ張られますよねという個人的な意見を言ったんですけど、あれが必要なのかどうか、グラフ化しているやつが。文字データだけならいいと思うんですが、グラフ化されると、ぱっと、トップのところに目がっちゃうのでどうかなと。

司会者

評議の関係はまた後でお伺いしようと思います。証拠調べの関係で4番さんにお聞きしたいのですが、4番さんの担当した事件は性犯罪と窃盗で、3つあったと思いますが、証拠書類を見ていただいたり、モニターを見ながら証拠を見ていただいたり、あとは被告人の話を聞いていただいたりでしたね。いくつか事件がありましたが、事件の内容が混じるということはありませんでしたか。

裁判員経験者4

きれいに分かれて話をしたり、書類も分かれていたからそれはないですね。

司会者

証拠調べの中でわかりにくかったとか、こういうふうにしたらよかったとか思われる点はありませんでしたか。

裁判員経験者4

僕の場合は、高さがどれぐらいかなみたいな感じでわからなくて、それを本人に質問したときにわかったから、この証拠はどうやろうというのはなかったと思います。

司会者

高さというのは何の高さですか。

裁判員経験者4

柵みたいなものがあつたんですよ。

駒井検察官

たぶんどの事件でも写真が証拠になっていて、現場の写真とか証拠の写真とか、証拠品の写真、例えば被害者の着ていた服とか、それぞれの事件であったと思うのですが、写真の量が多いかどうか。検察庁の立場としては、必要最低限の証拠にしようというスタイルで、写真はかなり絞って証拠にしているのですが、意見の中で、もうちょっとここが見たかったというのが多か

ったかなと思います。やはり、写真が多い方がイメージというのは湧きやすいでしょうか。

裁判員経験者 3

自分はそうですね。写真というか、資料類は多い方が理解しやすいと思っています。その中に本当はいらぬものがあるかもしれないですけど、それは我々にはわからない。検察官にはわかっているんでしょうけど我々にはわからないので、できるだけ出していただければというのが僕の意見です。

駒井検察官

写真をたくさん見るのは負担にはならないですか。

裁判員経験者 3

僕は負担にはならないですね。写真というのは重要なファクターだと思っています。

司会者

写真といえば、2番さんの事件は放火事件で、焼けた家の写真が何点かあったと思うのですが、どうですかね。写真の量が多かったか少なかったかというところ。

裁判員経験者 2

燃えたときの状況の写真が多かったんで、その周りの写真も何枚かありましたけど、もう少し全体的に写ってれば、どれぐらいの被害状況なのかわかるような気がしますね。燃えたところだけだったらどれぐらい部屋が広いのかわからないので。すごく大きなお家なのか、四畳半の家なのかはわからないので、多い方がいいと思います。

裁判員経験者 1

写真はたくさん見たので、あんなもんかなと思います。百聞は一見に如かずで、やはり検察官が罪を問うているので、数があったほうが有利だと思います。

裁判員経験者 4

僕らのときは、柵がどれぐらいの高さか、この写真だけではわからなかった
たので、高さとかが明確にわかるようなものがあればよかったと思います。

駒井検察官

柵に170cmの人を立たせた状態で写した方がよかったですか。

裁判員経験者 4

そうですね、メジャーとかがあったりすればよかったと思います。量はい
いと思うのですが。

木山裁判官

1番さん、2番さんにお伺いしたいんですが、1番さんは、非常に関係者
が多い事件でしたよね。証人として誰を呼ぶかは法律家でセレクトしている
のですが、あの人の話を直接聞きたかったという逆の面での不満はなかった
ですか。

裁判員経験者 1

ありました。主犯格をどうして呼ばなかったのかと。どうして一番肝心な
人を呼ばなかったのかなと、呼べなかった理由があったのかなと思いました。

木山裁判官

聞きたかったなというのは、裁判員はみなさんが思っていたのですかね。

裁判員経験者 1

たぶんそう思われていたと思います。

司会者

その話は休憩時間中に出て、若干説明をさせていただきましたね。

木山裁判官

2番さんは、被告人の心情などで納得できないところについて、結局、ご
自分で質問をされなかったのですかね。

裁判員経験者 2

2階に子供がいるのにもかかわらず火をつけるという心情のところは聞き
ましたけど。

木山裁判官

それ以上お聞きにならなかったのは、時間的な制約を気にされたのか、さ
つき言っていたように、弁護人がええやないかという態度だったので遠慮を
したということなのか、どんな事情だったのですか。

裁判員経験者2

正直、聞きようがなかったんです。どう聞いたらいいのか、そこまでいか
なかったんです。

木山裁判官

切り口がわからなかったということですか。

裁判員経験者2

どう聞いたらいいのか、自分でね。初めての裁判でこっち側に座らせても
らって、被告人に聞けますよという状態でしたが、舞い上がってしまっ
て。ですから、今さら被告人の気持ちを引き出して聞かなくてもと思いました。
もっとあの人の気持ちが聞けたらなと後になって思いました。

木山裁判官

そこは、よく知っている弁護人なり専門家にもうちょっと切り込んでほし
かったというところですか。

裁判員経験者2

はい。被告人はノイローゼだったとか生活苦があったからとありますが、
実際、確かに我々にも生活苦はありますけどね。本当にそうなのかなど。た
だ逃げたいだけだったのではという疑心暗鬼的なものが残りました。

木山裁判官

きれいに晴れなかったということですか。

裁判員経験者2

今でも晴れてません。

上垣弁護士

いろんな証人が出てきて、被告人もそうですが、お話を聞かれたと思うのですが、医者や専門家の証人はわかりやすいのか、被告人の質問であれば、被告人の服装で印象が違うのかというのを教えていただきたいのと、被害者の話ですね、とくに感情的になられる人が多いと思うのですが、そういう被害者の感情的になられている態度がどういうふうになさんの判断に作用するのかを教えていただけたらなど。

司会者

3番さんの事件では、被害者の親族が意見陳述をされましたね。

裁判員経験者3

被害者のお父さんですかね、内容を検察官が朗読されたんですよね。かなり厳しい、当然そうですね、未成年の自分の関係者がそういうことになったことで、かなり厳しい意見が述べられていました。そのときの被告人は、スーツを着て出廷していたのですが、やはり手の先が震えていて、かなり厳しい場面だとは思いましたが、それは自分がした行為に対するひとつの罪にあっているのかなど。かなり生々しいですね。被告人自体は真面目に出廷していました。反省しているふうには見えましたが、被告人がしゃべりすぎというか、質問に対する答えがさっと出てくるというのは、うーんと言うとおかしいけど、よくしゃべるなど。

上垣弁護士

スムーズに答えていても、それはそれで、作ってしゃべっているのではないかなと疑われたということですか。

裁判員経験者3

感想としてはありましたけどね。心の奥までは推し量れない、なんとなくそんな感じでしたね。

司会者

お医者さんの証人尋問は、ここにいる人が担当した事件ではなかったと思うのですが、供述調書の朗読は、1番さんの事件でありましたね。どうでしたか。

裁判員経験者 1

医師という職業が信用するんですね。検察側の方だったと思うのですが、やっぱり自分に有利な人を呼んでるのかなと。それを公平に、ええ方にもっていこうとしているのではないかなという疑いを持ちながら聞いてたんですけど。それはテレビの見過ぎかもしれないですね。

司会者

実際にその人に法廷に来てもらって、直接お話を聞いたらイメージが変わるという思いでしたか。

裁判員経験者 1

そうですね。呼んでもらった方がよかったと思いますし、こっちも聞けませぬ。

上垣弁護士

服装はいつも迷うところなんです。弁護士会でも用意して活用しているのですが、サイズが合わなかったりすることもありますし、服装で判断に影響があるのであればと思って、質問させていただきます。

司会者

服装が気になった方はいますか。

裁判員経験者 3

自分のときは、「あっ、スーツで来るんだ。」と思ったぐらいですから。裏事情はわかりませんし、勾留されていて、どうしてスーツなのかなと思ったのはありました。

司会者

裁判員裁判が始まって、弁護士会からの要望もあって、スーツ姿で被告人に出廷してもらうということがあるのですが。

裁判員経験者 3

新聞でしかわからないですけど、イラストが出てくるじゃないですか、裁判風景の。かなりいい加減な服装で来たりするのを見ていると、印象としては、スーツがすべてではないですけど、なんとなくほっとしたというか、そういう気はありますね。

司会者

論告、弁論について、検察官、弁護人側から質問したいことはありますか。

駒井検察官

ありません

上垣弁護士

ありません。

司会者

評議について一番お聞きしたいのが、率直に言って、話しやすかったでしょうかという点です。ご自分の意見を言いにくかったということはなかったでしょうか、十分な議論ができなかったと思われる点がなかったでしょうか、裁判官がいる前では話しにくいかもしれませんが。1番さん、どうですか。

裁判員経験者 1

裁判長を含めて裁判官が3人おられて、みなさん若い方ばかりで、結構素直に僕らの意見を受け容れてくれたなと思います。ざっくばらんに話のできたので、おかしいと思うところは質問させてもらいましたし、それはよかったですと思います。ただひとつ気になったのは、評議のルールがあるじゃないですか。多数決が原則で、その中で裁判官がいないとだめとありますが、あれはどうしてなんでしょうか。裁判官がえらいということをいってるのかなと、それが納得いかないです。例えば6人とも同じ判決になって、裁判官3人が

違う場合はアウトですよ。要は一般市民の感覚を取り入れるために裁判員制度が導入されたらしいのですが、それとは相反するのではないかなということが気になる場所なんですけど。

司会者

裁判員裁判は国民のみなさんと裁判官との共同作業ということで、両方の意見を反映させましょうということなんです。もちろん国民のみなさんの意見を反映させなければいけないんですけど、裁判官の意見も反映させなければいけない、そういう制度なんです。だからどちらの意見も入ってはいなくてはいけないということなんです。

裁判員経験者 1

控訴になった場合にひっくり返されることが多い、量刑が軽くなったりしているというのが多いので、それもなんでやろう、感覚がずれてるのかな。全部じゃないと思うのですが、マスコミが新聞などに書かれていることが多いので、ちょっと気になるかなと。

木山裁判官

たまにひっくり返ったものがニュースになっていますが、圧倒的多数は、裁判員裁判の結果が尊重されていると思いますけど。ただ、新聞に出るのは、ひっくり返っているのが多いですけど。

裁判員経験者 1

そのへんでちょっとわかりにくいというのがあると思いますけど。

裁判員経験者 2

私は十分に議論させてもらいましたし、小さい紙をいっぱい貼って、どこがどう違うのかということを確認していただきましたし、その点はよかったです。

司会者

今おっしゃられたのは、刑を決めるにあたってポイントとなる事情をみんな

なで書き出したんですね。それをホワイトボードに貼って整理して、それをもとに議論したということですね。

裁判員経験者 2

そうです。

裁判員経験者 3

自分も評議というものはいかなるものなのかなと思いましたけど、本当にフランクに話をさせてもらって、みんなこういうふうに決めているのかなと、自分の思っていることは素直に出して、裁判官からも意見を聞いて、いろいろサジェスションしてくれて、こうなんですよとやってくれたので、非常にいろいろと勉強になりました。

司会者

先ほど、量刑資料は必要なのかというご意見がありましたね。

裁判員経験者 3

文字データは必要だと思うんですけど、分布データになるとどうしても目がそこへ。

司会者

インパクトが強過ぎるということですかね。文字データをお見せしましたよね。少し詳しい文字データもあるんですけど、あまり詳しい文字データを見せることはせず、グラフで見せることが私の場合は多いんですけど。それは、あまり細かいところにとらわれるのではなく、全体的な傾向、バランスを、こういう事件の場合は過去にこんな感じで刑が決められてきたということとをぱっと見て把握していただけるかなと思っているのですが。

裁判員経験者 3

それは自分でも十分理解しているんですよ。自分たちもそういうふうにして仕事をしてきたので。でもそれを見せられると、どうしても気持ちが一番ピークのところにいっちゃうんですよ。

木山裁判官

この事件がピークよりも重いなど、この事件がピークよりも軽そうだなと、座標的に利用できるということはなかったですか。

裁判員経験者 3

僕の気持ちの中では、利用しました。これはピークよりもどうかな、ピークは気にせん方がいいなという気で。難しいと思いますけど。

裁判員経験者 4

意見は言いやすかったですね。結構まとまったと思います。

司会者

まとまるにあたっては、その前にいろんな意見が出たんでしょうね。

裁判員経験者 4

いろんな意見が出るけど、出たらそれに対してみんなも意見を言っていたからまとまったと思うんです。

駒井検察官

証人尋問、被告人質問のあとに、裁判員の方から質問があれば質問していただくという機会があって、ご自分で質問されてる方もかなりいらっしゃると思うんですけど、例えば、自分ではちょっとどう聞いていいのかわからないんだけど、この点についてちょっと聞きたいということで、代わりに裁判官にお願いして聞くということがあったのかどうかという点。裁判員の方がどのへんを一番気にされているのかなというのは、裁判員の質問から我々は汲み取って、そのあと補充で質問したりとか、最後の論告で検察官が意見を述べるところで、裁判員の方が食いついているところを重点的に意見を述べたいということがあるので、その指標にしているのですが、裁判官が質問しているけれども実は裁判員の方の質問だったということがあるのかなと、ちょっと気になるので。

裁判員経験者 4

裁判官に代わりに言ってもらおうというのはあったと思うんですよ。

裁判員経験者 3

僕は自分で質問したんですけど、やっぱり難しいですよ。ああいう場面でどういうふうに質問したらいいのか、まずそっちの方で頭がうーんとなってしまうから、できたら今おっしゃったように、評議の場に出た意見を裁判官が一括して、これは裁判員の意見ですということも発言して質問していただくというのも、自分たちの意見が通るひとつの道かなという気はしました。

裁判員経験者 2

まったくそのとおりです。そう思いました。

司会者

2番さんは、自分で質問をされましたよね。

裁判員経験者 2

頭の中が真っ白で、ままなりませんでしたが、やはりここが知りたいですということを相談して、じゃあ私の方から質問しましょうと。ただ、そのときの意思の疎通の加減で自分が聞きたいことと先生方のおっしゃられることの次元が違うので、聞きたいことをそのまま聞いてもらえるかなという心配はありますね。ですから、少しレベルを下げてください、聞きたいなと思うことを聞いていただけたらありがたいなと思いました。

裁判員経験者 1

他の方は、裁判官を通して質問された方もいました。私の場合は、自分で質問しましたが。こういうテーマでこういうことを聞きたいんですと言ったら、自分で質問してくださいと言われたので。

司会者

最後に、これから裁判員になられる方へのアドバイスなどのメッセージがありましたら伺いしたいと思います。順番に1番さんからお願いします。

裁判員経験者 1

そんなに難しく考えないで、気楽に受けたらいいんじゃないかなという気持ちです。私はそう思いました。とりあえず誰でもできるものだろうと、気楽に自分のわかる範囲で、自分の今まで生きてきた中の経験を活かしてやっていったらいいんじゃないかなと思いますので、そんなに堅くならず気楽にしたらいいんじゃないかなと思います。

裁判員経験者 2

わからないことは聞く、これの一言です。そこから進むんじゃないかと思ってますので、気楽にやっていただけたらと思います。

裁判員経験者 3

非常にいい経験だったので、家族にも、子供にも、もし来たら断らずに行けよという話はしています。

裁判員経験者 4

選ばれたら断らずにやった方がいいと思います。

記者

今日は、貴重なご意見を伺わせていただきまして、どうもありがとうございます。代表で質問させてください。1番から4番の方、みなさんにお聞きしたいのですが、裁判員を経験されまして、よかったと思われることを具体的に伺いたいです。また逆に困ったことなど、これが一番しんどかったなどかがあれば、それも具体的に伺えればと思います。よろしくお願いします。

裁判員経験者 1

裁判員に選ばれるのが1万分の1ぐらいでしたかね、確率が。貴重な体験をさせていただいた、一生に一度、当たらない人もいますので、そういう意味では本当に貴重な体験をさせていただきました。それと、裁判の現場を見られるというのは、傍聴席から見るとは可能ですけど、裁判官側から見るということはまずないですし、遮へいというんですか、ああいうのを見ると

というのはまずないので、テレビとかでもそうですけど、絵を描いて裁判の様子を伝えていたりしますが、現実を見られたというのは本当に貴重な体験だったと思います。自分の今まで思っていたドラマとか映画とかのイメージとはまた違うものが見られたというのは非常に貴重な体験だったと思います。

司会者

遮へいとおっしゃったのは、証人尋問のときに証人と傍聴人、証人と被告人との間に衝立を置いて、それぞれが見えないようにして尋問を行ったということですね。

裁判員経験者 1

はい、ああいうのがあるというのも初めて知ったので。

裁判員経験者 2

正直、一般ピープルとして必要があるのかなというのはいまだに思っていますし、自分が聞きたいことがちゃんとした形で聞けなかったという悔しさが残ります。これは、一般ピープルの方には非常に負担がかかることじゃないかなと、精神的にね、思います。

裁判員経験者 3

私も貴重な経験ができて、個人的にはうれしく思っています。困ったことというのは今のところは考えてないです。たまには頭を動かすのもいいのかなと、逆にそういうふうに思っています。

裁判員経験者 4

よかったことは、裁判所内の見学です。最後、判決の日に時間があつたので、みんなで傍聴に行こうかとなって。困ったことはないですね。

記者

ありがとうございます。もう1点質問させてください。他の裁判所では、審理、評議、判決までの期間が100日を超えるような裁判もあって、仮になんですけど、ご自身がそのような長期の裁判に選任された場合に、参加され

ますか、それとも辞退されますか。理由も合わせて伺わせていただきたいと思います
思います。

裁判員経験者 1

例の事件ですよ。新聞でも読んでいるので、こんな当たたらどない
しようと思って、5か月でしたっけ。精神的にも体力的にもきついなと思
いますが、一応法律上義務になってますのでね、いかないわけにはいかない
と思うので、どこか調子が悪いとかであれば行かないでしょうが、基本的
にはもし当たった場合は、もちろん出るつもりですけど、当たりたくないとい
う気持ちです。ただでさえ、僕がやったのは2番、3番、4番さんよりも長
かったんで、それでも結構精神的にきつかったんで、できればそんなんは当
たりたくないと思います。

裁判員経験者 2

国民の義務として制度があるので、それこそ牛蒡抜きで当たれば協力はさ
せてもらいますけど、長期に渡るのはやはりごめんですね。

司会者

やはり負担が大きいということですかね。

裁判員経験者 2

負担というのが人によって違うと思うのですが、私の負担は、どう聞いて
いいのか、何をしたいのか、ここはどうなのかというのを、知りたいこと
を知ろうとする探求心が負担になります。出てくる時間とか、ここで割かれ
る時間は全然問題ないんですが、そっちの方の負担ですよ。

裁判員経験者 3

今の気持ちだったら、別に100日でもオッケーですよという気持ちです。
ただ、1番さんがおっしゃったように、体力がもつかなという気はしますね。
それと、例えば、そんな事件だったらそんな写真も見ることになるのかなと、
うーんというのはありますが、それも経験かなと、すべて経験かなと思

ます。

裁判員経験者 4

当たったらやるしかないと思いますね。たぶんその間は何も考えなくて、はよ終わらんかなと。

記者

最初に、呼出時期のことでいろいろ不都合があったというお話をさせていただきましたが、裁判員裁判制度で改善してほしい点、改善すべき点などがその他にあれば、ご意見がある方にお伺いしたいのですが、よろしくお願ひします。

司会者

2番さんは、必要性に疑問があるというふうにおっしゃいましたが、具体的にどう変えていったらいいとか、そういう意見はありますか。

裁判員経験者 2

一番の根本は、何も知らない人がいきなり牛蒡抜きでランダムに抜かれてお呼び出しをいただいて、この制度が、密室の中でのやりとりをなくして、一般の人にもわかるように、公平さとかそういうのを、一般の人の気持ち、考えを聞くというもとで作られているのではないかなと思っているんですけど。正直この難しいところに来て、さあどうしましょうと言われると、やはり私の中には必要があるのかなというのはなくなりませんので、改善するも改善しないもそこなんです。

司会者

意見だけ言って、あとはそれをもとに決めてくださいと。

裁判員経験者 2

そういう方がいいんじゃないかなと思います。

木山裁判官

できればもっと聞きたいみたいなお話をされていましたが、そことの兼ね

合いはどうですか。

裁判員経験者 2

やはり、正直聞きたいことって聞けないじゃないですか。それができると一般の人もなるほどなという部分が多くなると思いますけど、言葉もわからないし、自分が何を知りたいのかということがあっても、裁判官なり弁護士なりがどうしてこうなるのですか、ここはどうなんですかと追及していき、今回のように3日でこうなりました、終わりました、はい評議、どう思いますかということになると、それなら必要がないんじゃないかなと思うんです。

木山裁判官

もうちょっと時間があつたら違ったなというような実感をもっておられるのですか。

裁判員経験者 2

時間というよりも、聞く機会ですね。

木山裁判官

こういう仕事はもうしたくないというよりは、やるならもうちょっと深くやりたいというようなご意見ですなんですかね。

裁判員経験者 2

はい。

裁判員経験者 1

1 1月ぐらいに呼出状が来たんですけど、そのあとまた1 2月に別の事件のやつが来たんです。2通来たんです、私に。それで、なんでひとつ選ばれたのにまた選ばれるのかなと、その人は外して別の人を選ぶべきじゃないかなと思って。なんで2通来るのかなと、それはすごくびっくりしたんです。

司会者

それは、システム上そうなっているので、すみませんでした。

裁判員経験者 1

すごい確率だと思うのですが。

木山裁判官

結構いらっしゃるんですけどね、2回呼出状を受け取る人って。

裁判員経験者1

どういうふうにくじをしているのかなと。それともう1点あるのですが、呼び出されて行くじゃないですか。そこでくじで選ぶと書いてあったんですけど、くじが公開ではなくて裏でされるのはなんでかなと思って。コンピューターで無作為で抽出しているという話なんですけど、見せられないと、実際そこはどないかならんのかなと。裏ですると、何かあるとちゃうかなと思ってしまうんですね。どうして見せられないのかというのが疑問にありますし、そこは変えて欲しいなと思います。

木山裁判官

みなさんの番号を書いた玉をがらがらで回して選んだらよいということですよ。

記者

今日はどうもありがとうございました。1点だけ質問させてください。今の裁判員制度ですと、市民が参加できるのは一審だけだと思います。2審でみなさんが考えていただいた判決がくつがえされてしまうことも大いにありうると思うのですが、実際に参加されて、これだけみなさんが考えた上で出した結論が覆ってしまうということもありうるということについて、どのように思われますか。

裁判員経験者3

先ほど裁判官がおっしゃったように、一審の地裁での判決が高裁で変わりましたというのを我々が知り得るのは、新聞、ニュース等でしか見ないから、その他のほとんどのはそのままいっていると信じてるんです。でも、ひっくり返ったのを見ると、僕も裁判員になってから新聞はそこを見るんですよ、

重点的に。それで、そういうのを見るのはある面ショックですね。変わるんだ、今まで出した自分たちの意見はなんだったのかというか、それはいろいろ浅いところがあって、法律家が見て変わるんだろうけど、内容はともかく、やっぱり変わるんだというちょっとショックですね。

裁判員経験者 1

覆るというのは、一部なんでしょうけど、なんやろうなと思いますね、やっぱり。新聞がその部分だけを取り上げられているとは思いますが。でも、日本は三審制だから仕方がないですよ。検察官、弁護人はそれぞれ控訴、上告できますから、仕方がないのかなと思いますけど。例えば、高裁の分も裁判員制度を入れてもいいんじゃないかなと思いますけどね。そうになると、大阪に行くというのもたいへんですけど、そういうのも考えてもいいかなと思いますけど。

裁判員経験者 2

こうなると、難しすぎて答えられません。

裁判員経験者 4

同じです。

司会者

今日は、長時間ありがとうございました。本日いただいた貴重なご意見を今後の裁判員裁判に活かしていきたいと思っております。それでは、これをもちまして、本日の裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。